

平成18年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第2回）（議事概要）

- 1 **開催日時及び開催場所** 日 時：平成19年2月5日（月）14:00～16:00
場 所：法曹会館（富士の間）

2 **出席者（敬称略）**

委 員：有田芳子、今井勝、上路雅子、上田哲男、小林由幸、福島哲仁、福山研二、
宮井俊一、森田昌敏（座長）

3 **会議の概要**

（1）平成18年度モニタリング調査結果の概要について

モニタリング調査結果概要報告（暫定版）の説明があり、検討の結果、以下の点を考慮して報告書を修正することとされた。

調査を行った2ヶ所における気中濃度の測定値と散布量に相関が見られなかった。この要因として考えられる散布方法、樹木の形状などについて考察を加え、報告書に記載すること。

気中濃度のデータは、試料ごとの吸引量にばらつきがあることから、検出限界が試料ごとに異なったものとなっている。このため、検出データごとの検出限界がわかるように資料を工夫するとともに、検出限界値が試料ごとに異なることを報告書に明記すること。

（2）次年度のモニタリング調査について

論点メモの説明の後、次年度の調査方針及び管理マニュアルの作成方針についての意見交換が行われた。

次年度の調査方針について

来年度の調査は、基礎的な試験を重視すべきである。

データの信頼性を高める上で、試験の実施場所は可能な限り固定すべきである。などの意見が出された。

管理マニュアルの作成方針について

農薬を使用する場合は、農薬ごとの物性を考慮して使用する、しないを判断できるようにするべきではないか。

農業分野での要防除水準はコスト対効果で決まるが、公園等ではそうはいかない。このため、公園等に病害虫が発生した場合の防除すべきか否かの基準作りも必要ではないか。

チャドクガが発生した場合、刺されると被害となるので、要防除と判断せざるを得ない。その場合でも、神経毒以外の農薬、例えば脱皮阻害剤などを使うようにするべきではないか。このような農薬の作用を現場が知らないことが問題であり、これを周知できるようにすべきではないか。

飛散状況を踏まえて立入禁止区域の範囲や期間を提案できるようにするべきではないか。

実態をしっかりと把握した上でリスクがどの程度であるかを明らかにしても

らいたい。

農薬を散布するかしないかは、その地域の住民の問題である。防除方法を地域で選択できるようなシステムもマニュアルに盛り込めないか検討すべきである。

農薬散布には住民の感情が大きく影響する。例えばアメリカシロヒトリの終齢幼虫は広く徘徊するので身近なところに現れたりするが、その虫が刺す、刺さないにかかわらず、身近な害虫の駆除ということで農薬散布の要請が出たりする。このため、住民に対する意識の啓発も重要ではないか。

農薬を散布する場合のリスクと散布しない場合のリスクをしっかりと知らせることが大事ではないか。

などの意見が出された。

- (3) その他として、平成17年度に行われた自治体へのアンケート調査の結果が公表されたこと、その結果を受け環境省と農林水産省が連名で指導通知「住宅地等における農薬使用について」を発出したことなどが説明された。

(以上)